

平成 26 年 3 月 14 日

法人向け
インターネットバンキング契約者 各位

広島県信用組合

インターネットバンキング月額基本料
および振込手数料等の改定について

平素は広島県信用組合をご利用いただき有難うございます。

当組合は、平成 26 年 4 月 1 日から消費税法および印紙税法の一部が改正されることに伴い、インターネットバンキング月額基本料および振込手数料等を改定させていただきます。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 改定日

平成 26 年 4 月 1 日（火）

2 改定後の手数料

(1)消費税の税率が 5%から 8%に引き上げられることに伴い、各種手数料につきまして新消費税 8%を適用させていただきます。

(2)印紙税法の一部改正により、「金銭又は有価証券の受取書」の印紙税の非課税範囲が 3 万円未満から 5 万円未満に拡大されることに伴い、現在、振込金額 3 万円で区分しております振込手数料を 5 万円区分に変更いたします。

※平成 26 年 4 月 1 日（火）以降の日を振込指定日とする予約扱いの振込は、改定後の振込手数料とさせていただきます。

お問い合わせ先

広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3）

